

土木設計業務等成果物の瑕疵責任について

建設コンサルタント賠償責任保険
取扱代理店
株式会社アールアンドディセキュリティ
代表取締役 鷲澤直樹

1. 設計業務委託契約書には「瑕疵担保条項」があり、成果物に瑕疵がある時は、コンサルタントに修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定しています。
現在使用されている契約の内容は、大別すると2種類あります。

(1) 瑕疵の修補または損害賠償の請求は、規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

(2) 瑕疵の修補または損害賠償の請求は、規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

瑕疵担保条項の内容をよく理解して設計業務契約を交わすことが大切です。

2. 成果物の瑕疵により、元請コンサルタントが発注者等に損害賠償した時、協力コンサルタントの成果物に瑕疵があった場合に賠償の分担を求めるケースが増えています。発注者等から損害賠償を請求された場合、すべて元請コンサルタントが負担し、協力コンサルタントは負担しなくてもよいというケースばかりではありません。

当保険（建設コンサルタント賠償責任保険）は、公共土木設計業務だけではなく民間における土木設計業務契約の成果物の瑕疵も保険金支払の対象となります。

3. 建設コンサルタント賠償責任保険の主な内容

コンサルタントが日本国内で行う建設コンサルタント業務に関して発注者に提出した成果物の瑕疵によって、コンサルタントが発注者または第三者から法律上の損害賠償責任を請求された場合における損害を保険金としてお支払いします。